

★★ハナ介護サービス重要事項説明書★★

(2021年4月1日現在)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第2870601909号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	10
7. 苦情の受付について.....	14

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 法人名 | 特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県神戸市長田区若松町4丁目4-10 アスタクエスト北棟502 |
| (3) 電話番号 | 078-612-2402 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 金 宣吉 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護予防訪問介護事業所
平成21年10月1日指定 兵庫県2870601909号 |
| (2) 事業の目的 | 要支援者の在宅生活援助のための介護予防訪問介護事業の実施 |
| (3) 事業所の名称 | ハナ介護サービス 平成21年10月1日指定 |
| (4) 事業所の所在地 | 兵庫県神戸市長田区若松町4丁目4-10 アスタクエスト北棟502 |
| (5) 電話番号 | 078-646-8670 |
| (6) 事業所長(管理者)氏名 | 盧 暁嵐 |

- (7) 当事業所の運営方針 要支援者が安心して在宅生活を送れるよう誠意をもって
介護予防訪問介護事業を実施します。
- (8) 開設年月 2009年10月1日
- (9) ホームページアドレス <http://www.social-b.net/kfc/>
- (10) E-mail kfc@social-b.net
- (11) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
[居宅介護支援] 平成21年4月1日指定 兵庫県指定事業者番号 2870601909号
[訪問介護] 平成21年4月1日指定 兵庫県指定事業者番号 2870601909号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 神戸市長田区、兵庫区、須磨区、中央区
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日	
受付時間	月～金曜日	8時半～17時半
サービス提供時間帯	月～金曜日	8時半～17時半
祝日	同上	

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長 (管理者)	1		1	1名	訪問介護センターの業務を統括します
2. サービス提供責任者	2		2	2名	訪問介護センターのサービス提供の責任を担います。
3. 訪問介護員		8	2.7	サービス提供責任者を含め 2.5名	訪問介護センターの訪問介護業務に従事します。
(1)介護福祉士	3	3			

(2) 訪問介護養成研修 1 級 (ヘルパー1 級) 課程修了者					
(3) 訪問介護養成研修 2 級 (ヘルパー2 級) 課程修了者		6			

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の訪問介護員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間=1 名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体介護。 ○ 生活援助 |
|---|

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

◎こんなサービス（ホームヘルプサービス）が利用できます。

○身体介護

ホームヘルパーが	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者の身体に直接接触して行う介助 ②介助に必要な準備及び後かたづけ ③利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助です。
----------	---

・ 起床介助

就寝介助

排泄介助



身体整容

(爪きり・耳かき・髪をとくなど)



入浴介助

衣服の着脱



食事介助

身体の清拭・洗髪



服薬介助



体位変換



通院・外出介助



移乗・移動介助



○生活援助

掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身のため、または家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいいます

掃除・ごみ出し



洗濯



調理



ベッドメイク



衣服の整理・

被服の補修



買い物



薬の受け取り



◎次のサービスは（原則として）介護保険では提供できません。

利用者本人以外の洗濯・調理
買い物・布団干し

来客の応接
（お茶、食事の手配など）

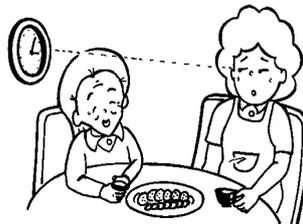
主として利用者が使用する
居室等以外の掃除



草むしり



話し相手のみ・留守番



自家用車の洗車・清掃



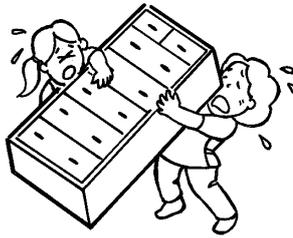
花木の水やり



ペットの世話 (犬の散歩など)



家具・電気器具等の移動、
修繕、模様替え



大掃除、窓のガラス磨き、
床のワックスがけ



室内外家屋の修理、
ペンキ塗り



園芸
(植木の剪定など)



特別な手間をかけて行う
料理 (おせち料理など)



◎私の利用料は、「身体介護」？「生活援助」？

○「身体介護が中心である場合」の料金になる場合は？

- ・もっぱら身体介護を行う場合
- ・主として身体介護の「身の回り介護」や「生活介護」を行うとともに、これに関連して若干の生活援助を行う場合 (別表の各サービスの組合わせ事例を参照)

○「生活援助が中心である場合」の料金になる場合は？

- ・もっぱら生活援助を行う場合
- ・生活援助にともない、若干の身体介護の「動作介護」を行う場合

<各サービスの組み合わせ事例>

身体介護			生活援助	
①動作介護 (比較的手間のかか らない介護)	②身の回り介護 (ある程度手間のかか る介護)	③生活介護 (相当手間や時間も かかる介護)		
<ul style="list-style-type: none"> ・服薬の介助 ・水分補給 ・採尿バッグの交換 ・起床介助 ・座位保持 ・就寝介助(臥床介助) ・体位変換 ・移乗介助 ・身体介護サービスに 伴う日常相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行の見守り ・トイレ誘導 ・更衣の見守り ・入浴の見守り ・整容(爪きり、耳か きなど) ・洗面介助 ・口腔ケア ・部分浴介助 ・部分清拭 ・更衣介助 ・おむつ交換 ・排せつ介助 ・身体介護サービスに 伴う専門相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事介助 ・全身清拭 ・洗髪介助 ・痴呆の方の見守りの 介助 ・自立生活支援のため の見守りの援助 ・入浴介助 ・シャワー浴介助 ・特別食の調理(刻み 食、ミキサー食等) ・外出介助・通院介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除 ・ごみ出し ・洗濯 ・調理 ・ベッドメイク ・衣服の整理 ・被服の補修 ・買い物 ・薬の受け取り 	
	○	○	○	⇒
○		○	○	⇒
○	○		○	⇒
		○	○	⇒
○	○		○	⇒
	○		○	⇒
		○		⇒
○			○	⇒
			○	⇒

⇒ 身体介護中心型

⇒ 生活援助中心型

◎ 具体的な利用料は、次の通りです。

利用料は、サービスの内容・利用する時間帯・利用する時間の長さによって異なります。下の表の「利用料」は利用者が自己負担していただく目安の金額です（「サービス費用」の1割の方の場合）。（1回あたり・神戸市内）

区分	提供時間	利用料			
		30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 30分ごとに加算
身体介護 中心型	昼間	354円	559円	816円	120円
	早朝 夜間	441円	698円	816円	30分ごとに約150円
	深夜	529円	835円	1018円	30分ごとに約224円
区分	提供時間	20分以上 45分未満	45分以上 60分未満		
生活援助 中心型	昼間	258円	318円		
	早朝 夜間	325円	396円		
	深夜	390円	477円		

※1回の訪問介護において身体介護と生活援助が混在する場合には、具体的なサービス内容として、身体介護にかかる利用料に生活援助部分（30分を1単位として約89円/30分）を加算いたします。

※昼間（午前8時から午後6時まで）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料が割増になります。

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～翌朝午前6時
加算割合	25%	25%	50%

※その他毎月利用者負担として40/1000を介護職員処遇改善加算（I）として頂きます。

サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体

系により計算されます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問看護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 30分ごとに加算
身体介護	2,655円	4,205円	6,113円	867円
	20分以上45分未満	45分以上60分未満		
生活援助	1,983円	2,439円		

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆訪問介護養成研修3級課程修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の10%が割り引かれます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 交通費

- 通常のサービス提供実施地域（※） → 無料
- それ以外の地域 → ご契約者の実費負担となります。
- (※) 通常のサービス提供地域については、2 ページに記載しています。
- 買い物時や薬の受けとり時の交通費 → ご契約者の実費負担となります。
- 通院介助時の交通費 → ご契約者の実費負担となります。

(4) 利用料金のお支払い方法

- サービスを利用した場合、翌月 10 日までに前月分の利用料の請求をいたします。
- 請求書には明細が付いていますので、必ず内容をご確認ください。
- 支払方法は郵便振替を郵送するか、現金集金の 2 通りの中からお選びください。
- 現金集金の場合は、翌月の 20 日までに、担当のホームヘルパーにお支払いください。
- お支払いいただきましたら、領収証を発行しますので、大切に保管してください。

(5) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

- サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。
- ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

- ①ご契約者からの交替の申し出
- 選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適切と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員

の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。また、サービス提供記録等をコピーした場合、ご契約者の実費負担となります。（1枚10円）

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①医療行為②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|--|

(6) サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画の作成などはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点があったらサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。(担当の訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。)

<サービス提供責任者の業務>

- ①訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整
- ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥訪問介護員の業務管理
- ⑥訪問介護員の研修、技術指導
- ⑦その他サービスの内容の管理について必要な業務

(7) サービス利用のキャンセル料

ご契約者の都合により、予約していたサービスの利用を中止する場合、キャンセル料が必要となる場合があります。詳しくは、下の表の通りです。

サービス提供の3時間前以降に連絡がある場合	キャンセル料は1,000円を請求します。
サービス提供の3時間前までに連絡がある場合	キャンセル料は不要

※ただし、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

(8) 契約の解約料

当社に7日前までに解約を申し出ていただきましたら、希望する日に解約することができます。直ちに解約をしたい場合は、解約料が必要となります。

(9) 要介護認定の申請前や申請後で要介護認定前にサービスを利用した場合

要介護認定の申請前または申請後で要介護認定前でもサービスを利用できますが、認定の結果自立となった場合には、所定の利用料（サービス費用の全額）を負担していただきます。また、認定結果によって、利用限度額を超えた場合は、その超えた分を全額ご負担していただくことになります。

(10) 緊急時の対応方法

要介護認定の申請前または申請後で要介護認定前でもサービスを利用できますが、

ご契約者の病状の急変やその他必要な場合には、下記に記載の主治医（かかりつけ医）ならびにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。

	主治医 (かかりつけ医)	ご家族 ()	その他 ()
氏名			
連絡先 (電話番号)			
住所 (所在地)			

(1 1) 日常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

○当事業所は、ご契約者にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については、生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は、取扱いしません。
○ご契約者に日常的金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対するご契約者の権利擁護等の必要が生じた場合には、ご契約者のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

(1 2) 損害賠償

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。当事業所がご契約者に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書本文第12条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。



加入保険名	ひょうご福祉サービス総合補償制度
保険の内容	身体障害・財物損害 人格権侵害 受託品の損害
賠償できる事項	・当事業所の訪問介護員がご契約者の家財・財物を壊してしまったとき ・当事業所の訪問介護員がご契約者に治療が必要な怪我をさせたとき
当事業所の 連絡担当者	(氏名) 盧 暁嵐/ 福山 恵 (連絡先) 078-646-8670

(1 3) プライバシーについて

○当事業所は、ご契約者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。契約終了後も同様です。



○サービス担当者会議などでご契約者やそのご家族の情報を利用するには、ご契約者の同意が必要となりますので、別に作成する同意書（「訪問介護利用契約における個人情報使用同意書」）に記名・押印いただくことになります。

（14）ケアネジャーや主治医（かかりつけ医）との連携

- 当事業所は、サービスの提供にあたり、ご担当のケアマネジャーや主治医（かかりつけ医）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。
- また、ご契約者がケアプラン（居宅サービス計画）の変更を希望される場合は、速やかにご担当のケアマネジャーへ連絡し、調整いたします。



（15）契約の終了

ご契約者が介護保険施設に入所（入院）した場合や自立（非該当）と認定された場合などは、契約は自動的に終了します。

（16）契約の解約について

ご契約者は、当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合などには、文書で通知を行い、直ちに契約を解約することができます。

★当社が事業を休廃止する場合や、やむを得ない事情によりサービスの提供が困難になった場合に、契約を解約する場合があります（1か月前に文書でお知らせいたします）

7. 苦情の受付について

サービスの提供に対して苦情や相談がある場合

事業所 ハナ介護サービス 苦情受付窓口

サービス提供責任者：福山 恵/盧 暁嵐 TEL:646-8670（平日 8:30～17:30）

※外部の苦情相談窓口

- ・（介護保険サービスに関すること）

神戸市福祉局監査指導部 [TEL:332-6326](tel:332-6326)（平日 8:45～12:00、13:00～17:30）

- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用（監査指導部内）

[TEL:332-6774](tel:332-6774)（平日 8:45～12:00、13:00～17:30）

- ・（介護保険サービスに関すること）

兵庫県国民健康保険団体連合会 [TEL:332-5617](tel:332-5617)（平日）8:45～17:15）

- ・（サービスの質や契約に関すること）

神戸市消費生活センター [TEL:371-1221](tel:371-1221)（平日 9:00～17:00）

.....2025 年.....月.....日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ハナ介護サービス

説明者職名 サービス提供責任者.....

氏名 盧 暁嵐..... 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 神戸市長田区若松町 3-1-1-1105.....

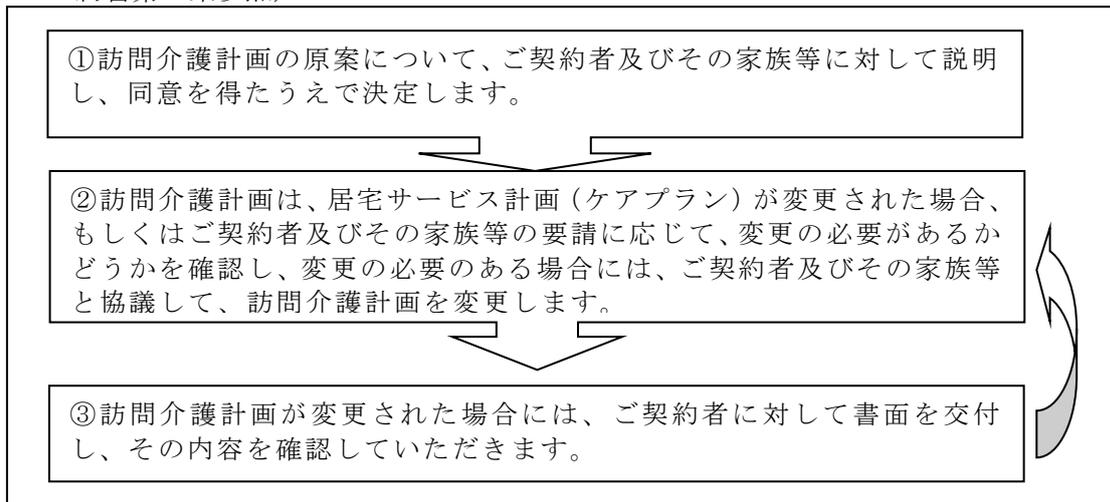
氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 24 年 4 月 1 日）第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書> -

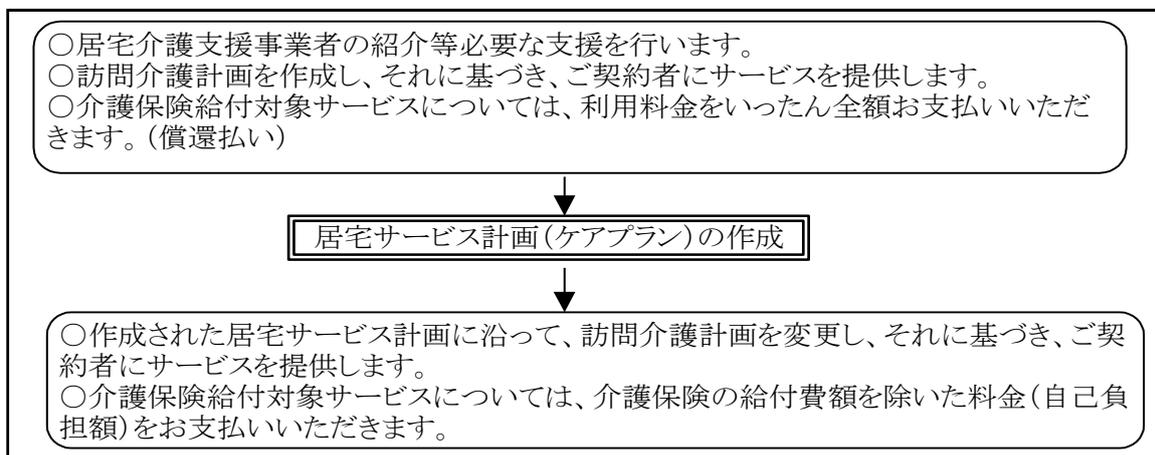
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

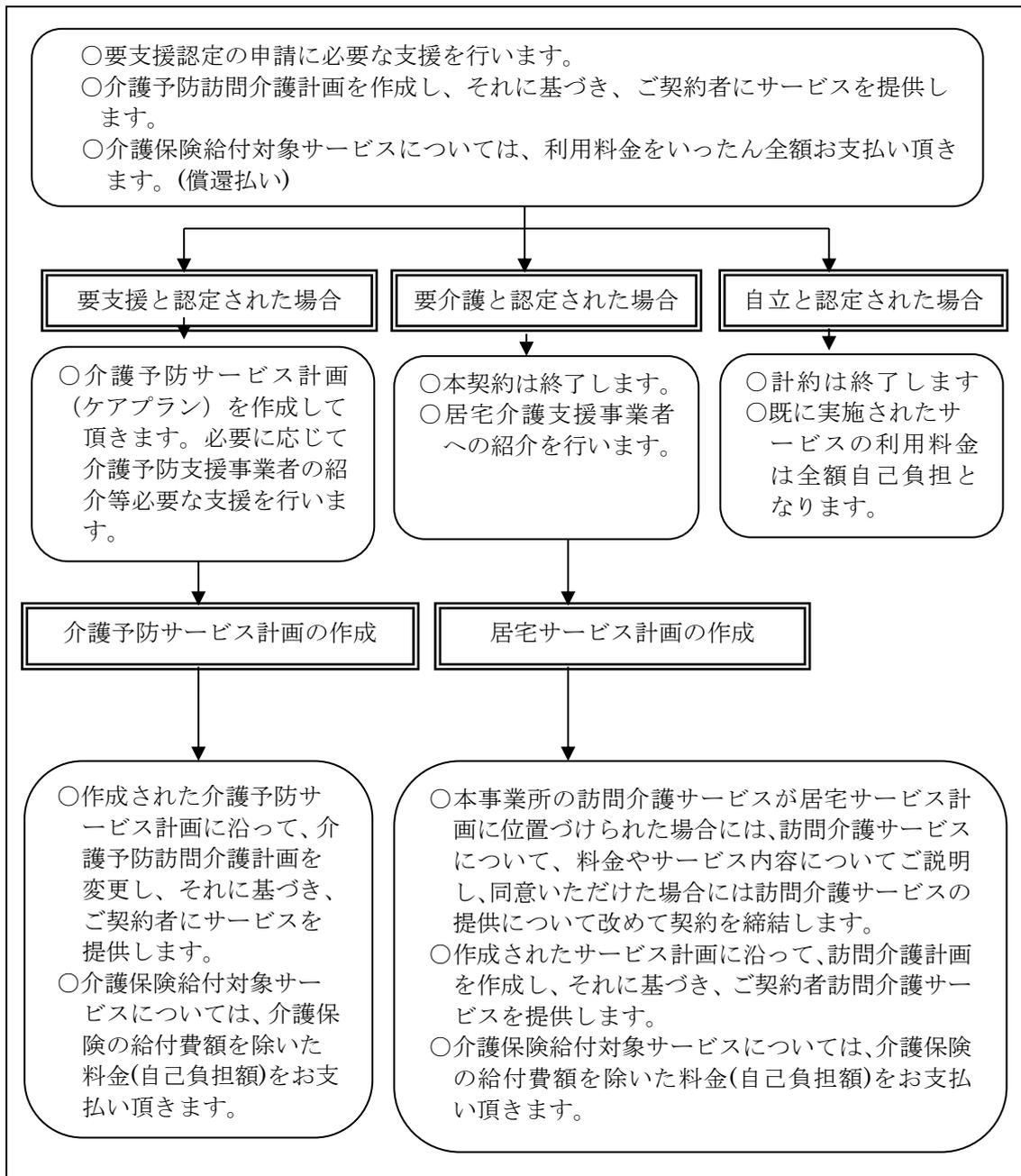


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
 - ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
 - ・サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど制等な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

3. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は以下のような理由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 支援認定又は要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要介護と判定された場合

- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。